

【所属名：教育委員会事務局こども教育課】

【会議名：第1回いじめ防止連絡協議会】

会 議 録

作成日 令和5年7月18日

| | | | | | |
|-----|--|----|-------------|------|---------|
| 日 | 令和5年7月18日 | 時間 | 14:30～16:00 | 場所 | 糸魚川市民会館 |
| 件名 | 協 議 ・糸魚川市いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の行動計画の改定について 報 告 ・市教育委員会事務局から情報提供 ・各団体からの情報提供 | | | | |
| 出席者 | 【委員】8名（下記団体より1名） 糸魚川警察署（欠席）、新潟地方法務局糸魚川支局、人権擁護委員協議会、糸魚川市PTA連絡協議会、主任児童委員、高等学校、市校長会、市教育研究会生徒指導部 【教育委員会】鶴本教育長 【事務局】磯野次長、こども教育課：古川課長、小川参事（欠席）、植木係長（欠席）、山下副参事 | | | | |
| | 傍聴者定員 | | 一人 | 傍聴者数 | 0人 |

会議要旨

1 開会のあいさつ（教育長）

本日の午前中で市内小中学校全ての教育委員会学校訪問が終了した。授業参観をし、マスクを外している子どもや先生方の様子、表情が見えて、日常が戻ってきていると感じた。校長先生から学校経営の取組と成果・課題についての説明を受けた。その中で、「人間関係づくり」に重きを置いている学校が多かった。子ども同士の人間関係、子どもと先生方の人間関係、それらの人間関係作りを基盤として、信頼関係や自己肯定感を育成し、本来の学校のあるべき姿に向かっていく先生方の姿勢や校長先生のリーダーシップが浸透していると感じた。3年余りの新型コロナ対策、これが教育に与えた影響はものすごく大きいのではないかと。子どもたちが安心して関わると感じる事が大切である。今回、新しく委員になった2名の方、お世話になります。会議の性格や役割について説明させていただきたい。5ページの条文のうち、2条について見ていただきたい。連絡調整と情報共有がこの会の目的となっている。個人情報特定されないことがないようご配慮をいただきながら、それぞれの分野でいじめ防止に向けた意見交換をお願いしたい。

2 協議

- ・糸魚川市いじめ防止基本方針及びいじめ防止行動計画の改定について
別冊資料のとおり

<質疑・意見>

【いじめ防止基本方針】

(人権擁護委員)

- ・「はじめに」の中の「子ども一貫教育基本計画」の改訂はあるのか。

(事務局)

- ・今年度改訂作業を進めていて、令和6年度から新たな基本計画に拠り実施していく予定である。

(人権擁護委員)

- ・「子ども一貫教育の実現には」を「子ども一貫教育の実現にも」にした方がよい。
- ・「令和2年12月に、…」以降は記載の必要があるのか。

(事務局)

- ・それぞれ確認、検討する。

(人権擁護委員)

- ・第1章3(3)④について、「…理解を深めるように努める」のは小学生には難しいのではないかと。

(事務局)

- ・小学生のスマートフォンの所持率が高くなり、学校で一人一台タブレットを使用しているため、県のSNS教育プログラムを活用して理解を深めることが大切であるとする。

(人権擁護委員)

- ・そうであれば、表記を変えてはどうか。これだと子ども自身の責務となるが、実際に理解を深めるように促すのは学校や保護者である。

(事務局)

- ・検討、修正する。

(人権擁護委員)

- ・第1章3(4)④「協働」は「協同」の方がよいのではないかと。
- ・第1章3(4)⑥「インターネットを通じて送信される」は「インターネットに関わる」の方がよいのではないかと。

(事務局)

- ・それぞれ確認、検討する。

(人権擁護委員)

- ・第2章1(3)カ「関係者」は「関係機関」の方がよいのではないかと。

(事務局)

- ・修正する。

(人権擁護委員)

- ・第2章2(3)①「こどもの権利条約の学習」は「人権教育」そのものであるため、「人権教育、同和教育、こどもの権利条約の学習」という3つを並列に表記するのは違うと思う。

(市校長会)

- ・人権教育、同和教育はこれで1つである。3つ並列の表記ではない。人権教育の中にこどもの権利条約の学習が入ってくるため、「人権教育(こどもの権利条約の学習)」と表記した方がよい。

(事務局)

- ・訂正する。

【いじめ防止等の行動計画】

(人権擁護委員)

- ・2ページの1(3)①ウ人権教育の中で「権利」は分かるが「義務」を教えるというのはどういう

ことなのか。「義務」という表記はいらぬのではないか。

(事務局)

- ・確認、検討する。

(人権擁護委員)

- ・「社会や道德等の教科学習」と「人権教育」は違うということを知ってもらいたい。「人権」と「道徳」は違うということを知先生方に周知してほしい。

3 報告

(1) 糸魚川市教育委員会からの情報提供

- ・いじめ・不登校の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

資料 P. 2 - P. 4 のとおり

< 質疑 >

(人権擁護委員)

- ・今年度の新1年生の数が少なくなっている。子どもの数が減っている中で、いじめや不登校の件数が増えているのかどうか、判断が難しい。子どもの数は記載できるか。

(事務局)

- ・1000人当たりの発生件数で比較すると、いじめの件数、不登校の件数ともに全国や新潟県よりも糸魚川市は低い値になっている。
- ・今後、子どもの数や発生率も資料に載せて示していく。

(主任児童委員)

- ・ひすいルームは高校生も利用することができるのか。高校から、生徒や保護者にひすいルームを紹介することはないのか。

(事務局)

- ・原則、中学生までの利用だが、高校に進学した生徒も利用する場合もある。高校から積極的に紹介はしていない。高校生が利用する場としては、若者サポートセンターを紹介している。

(主任児童委員)

- ・「子ども一貫教育」を実施しているのであれば、高校から積極的に生徒や保護者に働きかけができるように、小学校や中学校の情報をしっかり高校に引き継いでいく必要がある。高校までつながっていく具体的な方策を考えていかなければいけない。

(事務局)

- ・糸魚川市に通信制高校ができた。中学校を卒業した後、それぞれの事情をもった子どもたちの居場所を確保していくことが必要であると考えている。

(2) 各団体からの情報提供

(法務局)

- ・「子どもの人権 SOS ミニレター」について、子どもたちが身近な人にも相談できない場合に活用してもらえるように各小学校、中学校に配付している。ミニレターの中身は基本的には秘密で公開し

ないが、命にかかわる場合は学校と連携して対応していきたいため、協力をお願いしたい。

- ・ 8月23日から29日の7日間、法務局と人権擁護委員が連携して、子どもの人権相談強調週間を実施する予定。各校にポスターを配付した。
- ・ こどもの権利条約の小冊子ができた。これらの資料を活用して人権擁護に向けた啓発活動を推進していきたい。

(人権擁護委員)

- ・ こどもの権利条約の小冊子を各学校に数冊ずつ配付したい。
- ・ 新型コロナ感染症が5類になって、まもる君、あゆみちゃんと一緒に各校へあいさつ運動に行った。
- ・ 市役所の南口で人権の花運動を行っている。

(PTA連絡協議会)

- ・ 各機関には、様々な情報を発信してらうことで、相談したいときにどこに相談することができるのかが分かるようにしてもらいたい。そのような意味で、こどもの権利条約の小冊子は分かりやすくていい。

(主任児童委員)

- ・ 先日、民生委員、児童委員の会を開催した。民生委員、児童委員は福祉事務所との中で活動しているため、一人暮らしのお年寄りを中心に対応することが多く、子どもの対応を重視している人が少ない。主任児童委員が中心になって、それぞれの民生委員、児童委員の方から情報を収集して対応することが我々のやるべきことであると確認した。

(高等学校)

- ・ 教職員全員が生徒指導対応をできるように、年間3回の教職員研修を生徒指導部が実施している。
- ・ 自校では、いじめに関するアンケートを年間6回実施している。他校は3回のところが多い。
- ・ 高校生の自死案件の予防の観点から、毎年ゲートキーパーの研修会を県教育委員会から講師を招へいして実施している。
- ・ SOSの出し方授業を1学期中に全学級で実施している。
- ・ 人権教育、同和教育を実施している。

(市校長会)

- ・ いじめ見逃しゼロの取り組み推進、人権教育、部落問題学習の推進を各学校で行っている。
- ・ 4月に各校のいじめ防止基本方針を必ず更新してホームページにアップしている。
- ・ 6月には、いじめ見逃しゼロ強調月間として、各校で子ども主体の活動を実施している。
- ・ ハイリスクな児童生徒に対して、夏休み前後には、関係機関と連携して、夏休み前・中・後のケアをお願いするよう働きかけている。
- ・ 人権教育、部落問題学習については、各校の計画に従って実践するように働きかけている。職員の資質向上に向けて、夏休みに人権教育、同和教育の研修を行っている。

(市教研生徒指導部会)

- ・ 各中学校区の小中連携を中心に情報共有を図っている。いじめ見逃しゼロスクール集会や不登校対応のための連携をしている。
- ・ 中学校4校の生徒指導部会を実施している。それぞれの学校の課題について情報共有している。令和5年度、中学校のいじめの認知件数が大幅にアップしている。学校で小さなことでもしっかり指導するという体制づくりができてきた表れであると考え。
- ・ いじめ見逃しゼロスクール集会の案内を人権擁護委員の方や児童民生委員の方、地域の皆さんに配

付している。スクール集会の様子を見てもらったり、リーフレットの発行配付を各中学校区で進めたりしている。

- ・市内4校中学校長と市内3校高校の校長会を行い、情報共有、連携を図っている。

<質疑>

(市校長会)

- ・民生委員、児童委員、主任児童委員との懇談について、糸魚川小学校では今年度は年2回計画している。

(主任児童委員)

- ・民生委員さんには学校に自分から足を運んで、困ったことがあったら相談してくださいと伝えるように言っているが、学校に直接行くというのはハードルが高い部分がある。

(市校長会)

- ・学校側としても、多くの目で、特に地域の目で学校を見ていただきたいと思っている。温かく見守っていただき、必要に応じて声をかけていただきたいと思う。

(人権擁護委員)

- ・子どもが少なくなっているが、特別に見なくてはいけない子やアレルギー対応の子が多く、先生はとても対応が大変。個への対応が必要な子は増えているのではないか。

(市校長会)

- ・丁寧に対応しなければならない子はたくさんいる。アレルギーは命にかかわることなので、未然防止や初期対応を確実にしていかななくてはいけない。そのために子どもたちを真ん中において、保護者と連携して対応していくことが大切である。

3 閉会の挨拶（次長）

糸魚川市いじめ防止基本方針といじめ防止等の行動計画はご指摘ご提案いただいたところを教育委員会で検討して、次回示させていただきたい。世の中が変わってきたという話があった。だからこそ、みんなで協力して子どもたちを育てていかなければいけないと思っているし、お互いのことを知り合っていくことが大事だと考える。今後ともそれぞれの立場でご理解ご協力をお願いしたい。